

(一社) ●●●●工業会指定用紙	
整 理 番 号	
① 下記②③以外の場合 <input type="checkbox"/>	
② 当該設備が一代前モデルのソフトウェア組込型機械装置である場合 <input type="checkbox"/>	
③ 当該設備がソフトウェアである場合 <input type="checkbox"/>	

産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る仕様等証明書

設備の種類	(例) 機械装置
設備の用途又は細目	●●工業用設備

当該設備の概要	設備の名称	
	設備型式	
	納入数量	
	納入年月	平成 年 月 (予定を記入すること)
	設置場所	(事業所名)
(所在地)		

該当要件	①「最新モデル」に該当するか (※) 当該設備がソフトウェア組込型機械装置 (中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。) である場合は、「一代前モデル」でも可。	1. 該当      2. 非該当
	②「生産性向上」に該当するか (※) 当該設備がソフトウェア (中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。) である場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場 合には、記載不要。	1. 該当      2. 非該当
	先端設備の当否	1. 該当      2. 非該当

当該設備は、上記のとおりであることを証明します。

該当要件欄に記載してある事項について  
確認し、該当要件を満たしていることを証  
明します。

平成 年 月 日

平成 年 月 日

〒  
東京都●●区

電話：  
一般社団法人●●工業会

会長 ●●●● 印

製造業者等の名称 \_\_\_\_\_

製造業者等の所在地 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

( 担当者氏名 \_\_\_\_\_ )  
 ( 担当者連絡先 (電話番号) \_\_\_\_\_ )

(注) 本証明書は、生産性向上設備投資促進税制 (中小企業者等においては中小企業投資促進税制の上乗せ措置を含む) の対象設備の要件とされている産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る要件 (「最新モデル」、「生産性向上」の要件) を満たしていることを証明するものです。当該税制の適用を受けるためには、さらに、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、産業競争力強化法施行日から平成29年3月31日までに取得等をし、かつ、事業の用に供すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは当該税制の概要をご参照ください (<http://www.meti.go.jp/●●●●>)。

①下記②③以外の場合 ⇒ チェックリスト①を使用

②当該設備が一代前モデルのソフトウェア組込型機械装置（中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。）である場合 ⇒ チェックリスト②を使用

③当該設備がソフトウェア（中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。）である場合 ⇒ チェックリスト③を使用

【チェックリスト①】

		製造業者記入欄	証明者 チェック欄
該 当	「最新モデル」に該当するか	1. 該当 2. 非該当  販売開始年度：20●●年度 取得等をする年度：20●●年度	
	「生産性向上」に該当するか	1. 該当 2. 非該当 <u>&lt;比較指標&gt;</u> (*) 以下の1～4までのいずれかの指標で比較。 1. 生産効率【 】 2. 精度【 】 3. エネルギー効率【 】 4. その他【 】 <u>&lt;指標数値&gt;</u> (一代前モデル) : (当該設備) : <u>&lt;生産性向上&gt;</u> 年平均●●%	
件	先端設備の当否	1. 該当 2. 非該当	

(※1) 一定期間は、機械装置：10年、工具：4年、器具備品：6年並びに建物及び建物附属設備：14年とする。

(※2) 当該設備が器具備品のうちサーバー用の電子計算機である場合には、中小企業者等（情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行うものを除く。）が取得又は製作をするもののみが対象となる。

- ①下記②③以外の場合 ⇒ チェックリスト①を使用  
 ②当該設備が一代前モデルのソフトウェア組込型機械装置（中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。）である場合 ⇒ チェックリスト②を使用  
 ③当該設備がソフトウェア（中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。）である場合 ⇒ チェックリスト③を使用

## 【チェックリスト②】

		製造業者記入欄	証明者 チェック欄
ソフトウェア組込型機械装置に該当するか。		1. 該当 2. 非該当	
該	「一代前モデル」に該当するか	1. 該当 2. 非該当	
		販売開始年度：20●●年度	
当	「生産性向上」に該当するか	1. 該当 2. 非該当	
		当該設備は、取得等をする年度から起算して、10年以内に販売が開始されたものである。 販売以降から最新モデルの販売までに、当該設備以外の同種同用途のモデルは販売されていない。	
要	「生産性向上」に該当するか	1. 該当 2. 非該当	
		当該設備（一代前モデル）が二代前モデルと比較して年平均1%以上の生産性向上を達成し、かつ最新モデル自体も、当該設備（一代前モデル）と比較して年平均1%以上の生産性向上を達成している。	
件		（当該設備と二代前モデルの比較） <比較指標> （*）以下の1～4までのいずれかの指標で比較。 1. 生産効率【     】 2. 精度【     】 3. エネルギー効率【     】 4. その他【     】 <指標数値> （二代前モデル）： （当該設備）： <生産性向上> 年平均●●%	
		（最新モデルと当該設備の比較） <比較指標> （*）以下の1～4までのいずれかの指標で比較。 1. 生産効率【     】 2. 精度【     】 3. エネルギー効率【     】 4. その他【     】 <指標数値> （当該設備）： （最新モデル）： <生産性向上> 年平均●●%	
先端設備の当否		1. 該当 2. 非該当	

